

客観的な指標に基づく成績の評価基準

客観的な指標に基づく厳格かつ適正に評価して単位授与又は履修認定を行うこと。

以下、学則

【成績評価】

第 16 条 各授業科目の成績評価は、定期試験及び実技試験等の成績、平常の学習態度及び出席状況等を総合的に考慮し、A・B・C・D で評価し学籍簿へ記録する。また講義が数期にわたる場合は、その科目の最終的な評価を学籍簿に記録する。各期ごとの評価は進級判定時の参考とする。

2. 再試験を受けた者の再試験の結果が 60 点を超える場合であっても、その点数は 60 点として前項の規定を適用する。追試験の成績評価は、定期試験と同様とする。
3. 成績評価は A・B・C を合格とし、D を不合格とする。点数区分は次の通りとする。ただし、第 5 条の(1)に該当する者は未履修とし、またそれ以外の理由に該当する者は評価不能として各科目ごとに“－”と記録し、それぞれを不合格として扱う。

A	100 点	～	80 点以上
B	80 点未満	～	70 点以上
C	70 点未満	～	60 点
D	60 点未満	～	
－	未履修及び評価不能		

※【受験資格】

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

- (1) 当該授業科目の欠課数と遅刻・早退の累積回数の合計が授業実施時間数の 3 分の 1 を超えた者
- (2) 試験開始より 30 分以上遅刻した者